

2014 年度
体育史学会 第 3 回学会大会
プログラム・発表抄録集

会 場：神戸大学発達科学部

〒657-8501 兵庫県神戸市灘区鶴甲 3-11

期 日：2014 年 5 月 10 日（土）～11 日（日）

2014 年度 体育史学会 第 3 回学会大会 開催要項

期 日:平成 25 年 5 月 10 日(土)及び 11 日(日)

会 場:神戸大学発達科学部 A 棟 2 階 大会議室

(発達科学部正面玄関より階段を 2 階まで上がると正面に大会議室入口)
(〒657-8501 兵庫県神戸市灘区鶴甲 3-11)

- 阪急神戸線「六甲」駅:北側(山)側バス停より市バス 36 系統乗車(約 16 分)
阪急「神戸三宮」駅より 阪急神戸本線に乗車(約 6 分)し, 阪急「六甲」駅で下車。
阪急「梅田」駅より 阪急神戸本線に乗車(約 28 分)し, 阪急「六甲」駅で下車。
- JR 神戸線「六甲道」駅:北側バス乗り場より市バス 36 系統乗車(約 22 分)
JR「三ノ宮」駅より JR 神戸線(大阪方面)に乗車(約 5 分)し, JR「六甲道」駅で下車。
JR「大阪」駅より JR 神戸線(三ノ宮方面)に乗車(約 23 分)し, JR「六甲道」駅で下車。
- 阪神本線「御影」駅:北側バス乗り場より市バス 36 系統乗車(約 33 分)
阪神「梅田」駅より 阪神本線に乗車(約 24 分)し, 阪神「御影」駅で下車。

概 要:

第 1 日目:5 月 10 日(土)

14:00~17:30 一般研究発表, 研究セミナー(終了後 懇親会)

第 2 日目:5 月 11 日(日)

9:00~11:30 一般研究発表, 11:30~12:30 総会

※ 一般発表は, 発表時間 20 分質疑 10 分, 計 30 分

【懇親会会場】

場所:ニューミュンヘン 神戸大使館

神戸三宮(阪急・神戸高速)駅西出口(阪急神戸高速)出口から徒歩約 4 分

〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目5-18

078-391-3656

会費:5,000 円(飲み放題付)

時間:19 時から 21 時

(参考 URL)ぐるなび <http://r.gnavi.co.jp/k015502/>

Yahoo!ロコ <http://loco.yahoo.co.jp/place/2d0295384ca2f9656a3401a2d62f095daa08b919/>

(Yahoo!ロコの道案内機能が便利です。)

2014 年度 体育史学会 第 3 回大会 日 程

第 1 日 5 月 10 日（土）一般研究発表、研究方法セミナー及び懇親会
受付 13:30 より 開会 14:00

時間	演題・発表者・座長
14:05～ 14:35	わが国スキー黎明期の富士スキー登山（四隊の場合）に就いて 発表者：土屋 晴夫（ワールドロペットマスター） 座 長：新井 博（びわこ成蹊スポーツ大学）
14:35～ 15:05	精力善用自他共栄／精力善用 自他共栄と『大乘起信論』の“一心二門”の構造 発表者：高平 健司（筑波大学大学院） 座 長：榊原 浩晃（福岡教育大学）
休憩 10 分	
15:15～ 15:45	中等学校教員検定に関する臨時特例による体操科免許取得者数について 発表者：古川 修 座 長：大久保英哲（金沢大学）
15:45～ 16:15	国民学校「体錬科」の初期成立過程に関する一考察 —教育審議会（1937.12～1938.12）での審議を中心に— 発表者：崎田 嘉寛（広島国際大学）・鈴木 明哲（東京学芸大学） 座 長：坂上 康博（一橋大学）
休憩 10 分	
16:30～ 17:30	<研究方法セミナー> 初期トゥルネン史研究で考えたこと 山本徳郎（奈良女子大学名誉教授） 司会：有賀 郁敏（立命館大学）
(終了後 懇親会)	

第2日 5月11日（日）一般研究発表及び総会

時間	演題・発表者・座長
9:00～ 9:30	T.D.ウッドのアメリカ新体育論に関する思想的前提：“School Hygiene in its Bearing on Child Life”（1903）の論説にみる体育論を中心として 発表者：中牟田佳奈（福岡教育大学大学院）・榊原 浩晃（福岡教育大学） 座 長：秋元 忍（神戸大学）
9:30～ 10:00	1948 年第 43 回 IOC ロンドン総会の日本人出席問題に関する歴史的研究 発表者：和所 泰史（中京大学大学院）・來田享子（中京大学）・木村吉次（中京大学） 座 長：和田 浩一（フェリス女学院大学）
休憩 10 分	
10:10～ 10:40	明治期の長崎活水女學校に設置されたバスケットゴールの特定 発表者：柿山 哲治（福岡大学） 座 長：來田 享子（中京大学）
10:40～ 11:10	大正 15 年刊『新制学校体操教授要目』重複出版の検討 発表者：木下秀明 座 長：鈴木 明哲（東京学芸大学）
11:30～ 12:30	総会

会場責任者：秋元 忍会員（神戸大学）

初期トゥルネン史研究で考えたこと

山本徳郎（奈良女子大学名誉教授）

1 初期トゥルネンとは：ヤーンはグーツムーツの発展的継承か？

18 世紀のドイツには Villaume の *Bildung des Körpers*(1787), GutsMuths の *Gymnastik*(1793), Vieth の *Leibesübungen*(1794)など、体育的概念を示す用語が存在していたが、19世紀初頭のJahnは1811年に運動場を開設したときから、自分の活動をTurnenと呼ぶようになっていた。それは何故だったのだろうか。Turnenは、最初の10年間のあいだに全ドイツ的に広まり、通用していった。これも何故だったのだろうか。

「初期トゥルネン」とは Kl.C.Wildt が“*Daten zur Sportgeschichte. Teil 2. Europa von 1750 bis 1894.*” (1972. S. 26) において、“*Das Ur-Turnen 1810-1819.*”と述べていたが、その訳語である。そこではトゥルネン場開設の前年（1810年）から1819年に逮捕されるまでのヤーンの行動が年表式に示されている。ヤーンの造語に始まるトゥルネンは、今日に至るまで存在し続けているが、私が主に考えてきたことはヤーンと初期の頃のトゥルネンだったので、「初期トゥルネン」という表現を利用して時代を限定した。しかしそこで考えねばならなかったこととの関連で、この時期を逸脱する問題にも目を向けた。

2 何故トゥルネンであり、ヤーンであったのか？

私事で恐縮だが、ヒトラークューゲント礼賛の軍国少年だった国民学校から新制中学校へ入学したとき、体重が28.5kgであった。人並みのからだへのあこがれから、2年の時から体操部へ入った。本格的な練習は金子明友先生が着任された3年の時からだった。桐朋体操部には金子先生作詞作曲の部歌があった。3番は、「トゥルンハレは黄昏て、集う我らジムナスト」で始まっていた。その頃から「トゥルネン」「ヤーン」を感じていた。ツルネンではなく、トゥルネンだったのだ。

1953年4月に東京教育大学体育学部体育学科に入学し、1年生必修の体育史（岸野雄三先生の通年講義）でヤーンやトゥルネンについて学んだ。（9月29日だった）

大学3年(1955年)から体育史研究室に所属した私は、その年の12月か1月に行われた岸野先生との面接で、Jahn の“*Die deutsche Turnkunst*” (1816)を読むことを決めた。大学では第二外国語にドイツ語を選んでいし、トゥルネン（体操競技）の原点であるし原典でもあるので、迷いはなかった。当時ドイツに親近感を持っていたが、ユダヤ人問題の事は全く知らなかった。卒業論文は全訳が中心で、若干考察を試みた程度なので、「論文」と言えるものではなかった。なお、この翻訳はその後初期トゥルネンに関して研究をすすめる機会があるごとに気づいたことの修正を加え、岩手大学時代の科研費報告書（2000年3月）に少しましな訳文を公表している。しかし第1章の運動の部分はなかなか日本語にできず、もう少し時間をかけねばならないのが現状だが、2016年の出版200周年の記念の年までには、なんとか完訳を仕上げたいと願っている。

3 研究への歩み

学部卒業後は専攻科に進み、Neuendorffを利用して『ヤーンの生涯』を調べ、それを専

攻科の研究報告にした。1959 年 4 月から東京大学大学院人文科学研究科体育学専攻に進み、体操競技の練習を継続しながら研究者としての歩みを始めた。大学院時代は関係諸論文を検討しながら、ヤーンが 1810 年に出版した“Die deutsche Volkstum”を読むことが中心だった。この文献は東大図書館にレクラム版として所蔵されていた。青島図書館の印があり、関東大震災のとき、中国・青島から寄贈されたものだった。

修士論文のテーマは「ヤーンの根本思想」とした。かなり大上段に構えたテーマだったので指導教官だった水野忠文教授から、和辻哲郎の解釈学の研究をすすめられたが、私の意図は少し違うところにあった。長年体操競技に励みスポーツの人間形成ということに疑問を感じ、部内誌などにそのことを書いていた頃だった。江橋慎四郎先生の初めての授業で、大学院でしたいことは何かと問われ、即座に答えたのがスポーツと人間形成についての疑問であったことを今でも記憶している。

丁度その頃公表されたばかりのシュレーダー (W. Schröder) のヤーン像の変遷に関する学位論文を読んでいて。それは当時の TPK 誌に 4 回にわたって連載されたものだった。ノートを取りながら丹念に読んだが、1810 年代のヤーンは極めて進歩的、しかし 3 月革命期のヤーンは極めて保守的であったように描かれていたのを読んで私は疑問に思った。人間の精神状態は環境や時代によって変わるものだという定説はあったと思うが、私が疑問に思ったのは人間の根本的な思いは外的な状況変化によって変わるものだろうかということだった。スポーツによる人間形成というけれど、自身でスポーツを体験してみて、基本的な部分には全く変化がなかったという自覚からの自問であった。当時東ドイツの新進気鋭のスポーツ史研究者の成果を学びつつ、それに抵抗しながらヤーンにとって生涯変わることのなかった思想は何だったのだろうかという問題意識からの出発だった。(竹を割った性格)

4 Ur-Turnen 史に関して公表したもの

- 1972 GutsMuths と Jahn における運動内容の違いが意味するもの—19 世紀ドイツ体育の一考察、『体育学研究』17—1
- 1978 Der Wandel des Jahn-Bildes und die Jahn-Forschung in Japan. “STADION”IV.
- 1981 トゥルネン初期における運動場と用具に関する一考察—ハーゼンハイデ・1810～1812—、奈良女子大学文学部『研究年報』24 号
- 1984 ドイツ各地における Ur-Turnen (初期トゥルネン) について、『体育史研究』1 号
- 1989 ゲーツムーツの感覚訓練—18 世紀末ドイツ体育への一考察、奈良女子大学大学院『人間文化研究科年報』4 号
- 1990 “A Treatise on Gymnastics”(1828)の研究、(林郁子と共著)、『体育史研究』7 号
- 1993 ドイツにおける運動文化近代化過程に関する試論、奈良女子大学大学院『人間文化研究科年報』9 号
- 1996 1818 年のトゥルネン旅行に関する一考察、『体育・スポーツ史研究の展望—国際的成果と課題—』(成田十次郎教授退官記念論文集) 不昧堂
- 1997 ブレスラウ・トゥルネン論争、奈良女子大学文学部『研究年報』41 号
- 2004 トゥルネンとギムナスティーク：トゥルネン史の基底にながれるもの、『体育学研究』49—1 (キーノートレクチャー)

我が国スキー黎明期の富士スキー登山(四隊の場合) に就いて

ワールドロペットマスター 土屋 晴夫

明治44年1月、高田第13師団のスキー専修将校たち(14名)にレルヒが教えたのが我が国スキーの淵源である。(実を言うと、明治41年9月、北大に赴任のスイス人ドイツ語教師ハンス・コラーが、授業の為にスキーを北大に持ち込んだ。先生はその時に自分ではスキーをしなかったが、註1 ツダルスキーの本に拠ってスキーの使用法を教えた。その講義を受けた学生たち(稲田、角倉ら)が明治42年12月、大学構内でスキーを始めたからそちらの方が早い。しかし、初代全日本スキー連盟SAJ会長稲田昌植男爵がSAJ創立の翌年、高田をスキーの起源と裁定した。)

スキーは、軍隊の行軍、極地探検行、冬の山登りにも使われた。私は、昔勤めていた学校の元校長神山峯吉註2が、山形師範学校に居た時に(大正3年冬)、軍人や同僚たち五人で蔵王山へスキーで登ったことを調べて、栃木県高校社会科教育研究会で発表したことが有る。それ迄は、蔵王スキー登山は、大正10年宮城県側から、榎有恒たちが登ったのを初めであるとされていた。註1 マチアス・ツダルスキー(1856~1940)アルプスの急坂滑降に適した滑り方を創始した。『リリエンフェルトスキー術』の著者。註2 神山先生の記述では、「山形師範に大正2年4月赴任で、その冬雪が降ると大石田で、同県第1回スキー講習会が有って、師範から黒田中尉、八木教諭と小生が派遣された。」そこでスキーを覚えて、大正3年2月15日から蔵王スキー登山だからスキー上達の速さに吃驚する。黒田中尉は、スキー教習本を山県市で出しているから前からスキーを習っていた。

今回、スキーを使つての富士登山に就いて四例を発表したい。

1、レルヒとクラッツァーの場合

レルヒは、オーストリア・ハンガリー二重帝国軍人で明治43年末、来日して翌年初めから高田でスキーを教えた人。クラッツァーも同国人で横浜に在ったクレモンス商会の社員。やはりツダルスキーのスキーをやつて居て、山形県五色温泉で外国人のスキークラブを作つて居た人。レルヒは明治44年4月14日高田を発ち、横浜でクラッツァーと落ち合い、15日汽車で御殿場駅に行った。食料を調達して、案内人(強力)二人を雇つて、午後二時雨の中を出発した。…中畑(最後の集落)…馬返し…太郎坊(木造バラックで宿泊)。16日リックとスキーを持ち濃霧の中を七時に出発した。クラッツァーが遅れがちとなり8合目に着いた所で、記者と強力一人を残して三人で登った。8.5合目でクラッツァーが登頂断念した。レルヒと強力一人は午後三時半に九合五勺まで行くが、ここで断念した。(レルヒ著『明治日本の思い出』等に拠る。)尚、富士登山御殿場口五合目の入口に二人のスキー登山記念碑が在る。

2、鶴見宜信隊長とその仲間の場合

鶴見大尉以下六名の専修将校と軍隊内中国語教師金井勝三郎で、大正元年1月29日から2年元旦にかけてスキー富士登山が実施された。吉田口コースを使った。高田を出て29日上吉田まで行く。30日5合目小屋に到着して宿泊。31日7時出発し

た。登るにつれて吹雪が段々激しくなる。鶴見隊長は越信スキー倶楽部機関誌『スキー』式号に書いている。「八合目の岩室を左に控えし頃より、風雪再び猛烈…時辰（時計のこと）を見れば正に11時半なり。…天候刻々陰悪。正午過ぐる30分、遂に山嶺に攀じ登る。…帰りは御殿場に出る。…」と有ったが、後刻、萬朝報記者が疑義を書いている。しかし、第13師団は外地に転進してしまった。それで失業した金井勝三郎がそれに対応した。鶴見もずっと後にSAJの『スキー年鑑』で登頂しなかったことを認めた。

3、北大スキー部三人の場合

昨年6月2日発行の『北大スキー部創立100周年記念史』（37頁）に「羊蹄富士スキー登山の後、更に（大正2年）12月31日、駿河富士登頂を決行している。」と書いて有る。これを読んで私はスキーで登れたんだと思った。しかし、大野精七著『北海道のスキーとともに』（12頁）には、「31日午前6時半に中畑を出発した。7時55分、馬返してスキーを履き、9時12分太郎坊に着いて、第一回の食事を執る。10時25分同所発。午後0時35分二合二勺の室を過ぎ、2時25分二合八勺の室に着く。…スキーを履いての登山は不可能になった。止む無く金かんじきに履き変え、ピッケルをついて一直線に六合五勺の小屋を目指す。…明けて大正三年の元旦は、午前五時に起床、…8時一同元気に小屋を出発。午後0時10分に山頂に到達した。…頂上に留まること僅か十分で下山し、午後1時10分六合五勺に着く。…午後8時半中畑の宿に着いた。宿には大井上部長が待って居られ…」と有って、矢張りスキーで頂上まで行けなかったのだった。

4、金井勝三郎を団長にした民間人の場合

金井を隊長にした民間人八名の隊であった。大正3年1月3日富士吉田を発ち五合目小屋まで登り宿泊。4日午前5時スキーを着けて吉田大沢に入ったが雪が少ないのでまた夏道に戻り、鉄かんじきで氷斧を使って登り出した。8合目付近の急斜面を登って居た時、2番目に登って居た高田第三小学校酒井薫訓導が突風にあおられ転倒し滑落死してしまった。（最初のスキー事故犠牲者）副隊長の高田新聞記者高橋進（翠郊）が酒井氏を救おうとして負傷した。その為に登頂は中止された。（記録も有るが、金井隊長のご子息神戸大学山岳部部長だった金井健二さんからもその話は伺った。）

参考文献

レルヒの会・上越市立総合博物館編『スキー発祥 思い出アルバム』
長岡忠一著『日本近代スキーの発祥と展開』
レルヒ著『明治日本の思い出』
小川勝次著『日本スキー発達史』『北大スキー部創立100周年記念史』
大野精七著『北海道のスキーとともに』
瓜生卓造著『スキー三国志』『スキー風土記』
アムンセン（英語ではアムンゼン）著『南極点』
越信スキー倶楽部『スキー』誌

精力善用自他共栄／精力善用 自他共栄と 『大乘起信論』の“一心二門”の構造

高平 健司（筑波大学大学院）

「嘉納柔道思想の形成と仏教」というテーマで、その思想形成過程で述べられた嘉納の言説と仏教との関係を明らかにしていきたい。

嘉納治五郎は「柔術」を母体として、‘自然体’を基本とする「柔道」を創始した。そして、柔道修行の実践により体得される「道」を「精力善用自他共栄」と表現した。

そして、（嘉納の理想とした）‘自然体’を基本とした柔道修行のモデルとなっている修行は、実は「禅（生活禅）」として、多様な形態をとって顕在化する日常生活としての「自利利他円満」な修行（例：スリッパを真っ直ぐにたたむ修行）であること、つまり、「生活禅」の修行の実践により、体得される意識作用（「自利利他円満」）と同じ意識作用（「自他共栄」）に達する修行として、‘自然体’を基本とする柔道を創始した。

このような視点で嘉納柔道思想の形成過程を概観してみると、その目的を“体育・勝負修心”であるとし、柔道原理を「柔の理」で説いていた明治中・後期までと、それ以降の柔道は“心身の力を最も有効に使用する道である”と定義し、その目的を“己を完成し↓世を補益すること↑”であるとして、精力善用自他共栄／精力善用 自他共栄（講道館文化会創設時）へと集約されていく時期に断層があることに気づく。

つまり、明治中・後期のいずれかの時期に、嘉納は自身が理想とした柔道修行と「生活禅」の修行は仏教哲学的に同じ、「自利利他円満」な構造であることに気づいたのだと推察される。そして、この時を一つのターニング・ポイントとして、この時から、みずからがその思想の完成形であるとして、「精力善用 自他共栄」の理念が掲げられた大正11年の講道館文化会創設時までを第二期として、それ以前の第一期を“三育主義を模した柔道の目的の近代化”の時期、そして、第二期を“武道としての柔道の「道」である「精力善用自他共栄」の確立とその展開期”，そして、第三期を“嘉納柔道思想の発展期”とする。

そして、今回は、(1)主に第二期における柔道の「道」に相当する「精力善用自他共栄」の形成過程において、「現象即実在論」の理論が応用されていること。(2)さらに、それが仏教の実践理論で読みかえられて、精力善用自他共栄／精力善用 自他共栄 に代表される「一つと言えれば一つ、二つと言えれば二つ」に相当する「嘉納の言説」に反映されることになるが、その「言説」とその基になっている「仏教の実践理論」との関係を『大乘起信論』の“一心二門”の構造と関連づけて明らかにしていきたい。

柔道における自他共栄とは合気道の和の精神を支えている自他一体、天人合一、和合などと呼ばれているものと同一であり、「生活禅」の修行の実践により達する無分別智に相当していることを述べてきた。そして、さらに、大正11年、嘉納は「精力最善活用は自己完成の要訣なり↓」と述べているが、このことは同様に、最小限の力で相手を倒す利他の意識で行う柔道修行の実践により、柔道の「道」である「精力善用自他共栄」に達する人格的な変化のプロセスについて述べたものであると考えられる。

つまり、利他の意識で行う柔道修行の実践によって、徐々に、「自他不二（共栄）」（自＝

他)」の認識が確立する。そして、この認識が確立した時、利他＝自利が成立することになる。（「スリッパを真っ直ぐにたたむ」の事例で言うと、“スリッパを真っ直ぐにたたむ利他行が自分自身にとっても幸せだ。つまり、自利でもある。”と言うことになる。）嘉納は「最も大なる自利は利他と伴うて初めて得らるるのである。」と述べているが、この時の「自利利他円満」な至高の实践感覚を「精力善用自他共栄」と表現した。そして、この時、「精力善用自他共栄」は根本原理である「精力善用自他共栄」と一致することになる。つまり、「現象」を通して真の「実在」が把握される段階に至る。そして、この時、この真知としての「精力善用」＝「精力善用自他共栄」＝「精力善用自他共栄」が成立することになり、「精力善用自他共栄」は嘉納の言説では「心身の力を最も有功に使用する道」と表現され、「精力善用自他共栄」においては、心真如門↓と心生滅門↑が同時平衡的にはたらくとされる。（つまり、精力善用↓自他共栄↑）

このことに関連して、元暁は「自利利他円満」な生活禅」の修行において、心真如門と心生滅門が同時平衡的にはたらくようになることが「悟り」に至るために大切であるとして、（つまり、心真如門↓心生滅門↑）その「自利利他円満」な至高の境地を、仏教の实践理論から、① 自利↓利他↑ ② 上求菩提↓下化衆生↑ ③ 止↓観↑ に相当していると述べている。

そして、このことは、自分の‘自然体’を基本とした柔道修行の实践感覚である、精力善用↓自他共栄↑と一致することになる。

このことと関連して、① 嘉納は大正6年、「おのれのためか世のためか」を発表するが、この基になっている「仏教の实践理論」は精力善用自他共栄に相当する自利↓利他↑／自利 利他であり、② 昭和4年には「（精力善用は）自己充実の原理であり、他（自他共栄）は融和の原理である。」と述べるが、これは精力善用自他共栄に相当する上求菩提↓下化衆生↑／上求菩提 下化衆生であり、同様に、③ 大正11年、講道館文化会創設時に「精力善用 自他共栄」の理念が掲げられるが、これは精力善用自他共栄に相当する止↓観↑／止 観が基になっていると考えられる。

大正14年、嘉納は「柔道の目的は自他共栄に達することである。」と述べるが、講道館は「自他共栄とは、講道館柔道の修行によって達せられるべき理想の境地を表現した言葉であって」と述べ、畳の上での柔道修行によって体得されるものであるとする立場をとるが、このことはこれまで述べてきた利他行としての柔道の修行の实践を通して、「自＝他」の認識が確立した時、相手を最小限の力で投げた場合の「自利利他円満」な至高の实践感覚（境地）、即「道（精力善用自他共栄）」が成立するということと一致することになる。

このように、嘉納柔道思想の形成のベースとなっているのは、嘉納の理想とした「自然体」を基本とする柔道修行にあり、それを「自利利他円満」な「生活禅」の修行と同じ一顕現態であると見なし、仏教の（实践）理論で理論が展開されており、それが嘉納の言説に反映されている。しかし、仏教の理論は自利利他／自利 利他 以外言及されていない。

仏教の（实践）理論は「行」のうらづけを有するのであるが、言及されていない「嘉納柔道思想」と「仏教の理論」との関係を ①「自然体」を基本とした柔道修行の实践感覚や ②「自利利他円満」な「生活禅」の修行と『大乘起信論』における“一心二門”の構造との関係について述べた元暁の解釈から明らかにしていきたい。

中等学校教員検定に関する臨時特例による体操科免許取得者数について

古川 修

キーワード：無資格教員、無試験検定、教員免許台帳、

1. はじめに

旧学制下における中等学校教員の養成は官立の養成校である高等師範学校が担った。これだけでは需要に追いつかず、教員検定規程が定められ、検定制度による有資格者の量産が始まった。この制度には試験検定と無試験検定の2種類があり、後者は私立の養成学校卒業者に無試験検定受検資格を与えるものであった。これでもまだ無資格教員が減らなかったため、1921（大正10）年3月には検定規程が改正され、学歴と経験年数の条件を満たせば無試験検定の受検資格が得られるという条項が加えられた。

さらに、総力戦体制下の1944（昭和19）年2月、この頃になると教員で出陣する者が漸く多くなり、その欠を補うことが漸く困難となったため、軍人やいは官吏等を以てこれを補うために「中等学校の教員の検定及び資格に関する臨時特例」が出された。¹

無試験検定の中で養成学校以外の有資格者についての把握は管見の限りこれまでなされていない。本研究では、臨時特例による体操科に関わる免許取得者数を明らかにしようとするものである。

2. 臨時特例の内容及び史料について

文部省は1944（昭和19）年2月17日、省令第4号「国民学校、青年学校及び中等学校の教員の検定及び資格に関する臨時特例」を出した。「国民学校、青年学校及び中等学校の教員の検定及び資格に関する臨時特例左の通り定む」とし、第4条以下にその該当する6項目をあげている。

第4条 左の各号の一に該当する者は中学校高等女学校教員検定規程第7条第6号又は実業学校教員検定に関する規程第6条第1号に拘らず当分の内中学校高等女学校教員又は実業学校教員の無試験検定を受くことを得る

一 陸軍の将校又は海軍の士官、特務士官にして現役に非ざる者及び奏任官又は奏任官待遇以上の官吏たりし者にして中等学校に於いて1年以上検定を受けんとする学科目の教授を担当したる者

二 陸軍又は海軍の准士官、下士官にして現役に非ざる者若しくは下士官たりし者及び判任官又は判任官待遇の官吏たりし者にして中等学校に於いて3年以上検定を受けんとする学科目の教授を担当したる者

三 大学を卒業したる者、大学に於いて試験に合格し学士と称することを得る者（中学校高等女学校教員免許状を有する者を除く）にして中等学校に於いて1年以上検定を受けんとする学科目の教授を担当したる者

四 専門学校、師範学校の本科又は専攻科を卒業したる者（中学校高等女学校教

¹ 近代日本教育制度史料編纂会（1956）近代日本教育制度史料第5巻、大日本雄弁会講談社、p.535

員免許状を有する者を除く)にして中等学校に於いて2年以上検定を受けんとする学科目の教授を担当したる者但し師範学校本科卒業者に在りては昭和18年度以後の卒業者に限る

五 中等学校卒業者、専門学校入学者検定規程に依り試験検定に合格したる者又は文部大臣に於いて一般の専門学校の入学に関し中学校若しくは高等女学校の卒業者と同等以上の学力ありと指定したる者にして中等学校に於いて4年以上検定を受けんとする学科目の教授を担当したる者

六 武道に付相当の経歴を有する者にして中等学校に於いて3年以上体錬科武道の教授を担当したる者

陸軍兵科下士官以上の軍人にして現役に非ざる者又は兵科下士官たりし者にして体錬科体操、体錬科武道又は体錬科教練に付無試験検定を受けんとする場合は前項第1号の中等学校に於ける教授の経験を要せず

以上のように、1921(大正10)年の「教員検定に関する規程」第7条で認めたある程度の学歴を有し5年以上経験のある者を無試験検定受験者とした要件から一段と緩和された。第6号については学歴不問という状態である。

臨時特例による取得者の掲載されている表簿は教員免許台帳の5-47 簿冊である。台帳に記載の項目は氏名、取得学科目、免許事由、免許状番号、授与年月日、本籍、生年月日である。性別の記載はない。手書きのため判読不能な文字や明らかな間違いと思われる箇所もある。

免許事由に臨時特例第4条・・・と記載のあった者は673名抽出できた。1944(昭和19)年7月に最初の該当者が現れ、1948(昭和23)年3月が最後でその間4年弱である。

以下、詳細については当日の口頭発表で行う。

国民学校「体鍊科」の初期成立過程に関する一考察
—教育審議会（1937.12～1938.12）での審議を中心に—

崎田 嘉寛（広島国際大学） 鈴木 明哲（東京学芸大学）

はじめに

アジア・太平洋戦争下において、学生・生徒は段階的に国策の重要な人的資源とみなされ、初等教育段階の児童も例外ではなかった。この制度的帰結は、教育審議会の「国民学校ニ関スル要綱」（1938.12）に基づいて公布された「国民学校令」（1941.3）である。

これまで、教育史分野における国民学校の成立史研究では、教育審議会を中心として研究が蓄積されている。しかしながら、これらの研究の成果に埋没した体育史的な課題がいくつかある。この中で重要な課題の一つが、「体操科」から改編された「体鍊科」がどのように構想されたのか、というものである。そこで、本研究の目的は、教育審議会の審議を中心として、国民学校「体鍊科」の初期成立過程を明らかにすることである。国民学校「体鍊科」の成立は、1）教育審議会での答申作成、2）国民学校令の作成、3）「国民学校体鍊科教授要項」の作成、の三過程に分けることができる。本稿では最初期の教育審議会に焦点をあて、「体鍊科」成立に関わる審議過程を精緻に掘り起し、体育史分野で未見の資料を補足して叙述・考察することとする。なお、教育審議会に関する基本的情報ならびに引用・参考文献と資料は、紙幅の都合上、発表当日の資料で提示する。

1. 「幹事試案」提出までの審議経過（1937.12～1938.5）

初期総会（第1～8回：1937.12.23～1938.4.14）では、総理大臣挨拶における「国民体位の向上」、文部次官の諮問趣旨説明における実践的な「知・徳・体」の教育を担う体育振興策の必要性が述べられたことが考慮され、委員は意見を陳述する。具体的には、知育偏重、スポーツ偏重、衛生教育の不備の見地から国民体位の向上に関する意見を述べている。また、振興策として、体育大学の建設、体育時間数の増加、女子体育・武道の振興、社会体育の振興といった具体的な提言を述べている。続いて、第8回総会后に、特別委員が指名される。特別委員会（第1～8回：1938.4.14～5.18）における総会と異なる意見としては、義務教育の年限延長との関わりでの体育重視論を述べており、具体的な提言としては、国民皆泳、勤労・作業と体育の一体化、学校園の活用を提示する。しかし、「体育」偏重一辺倒への疑義や「武道は決して体育とみるべきものではない」といった見解も示している。

2. 「幹事試案」における「体育科」構想（1938.7.1～13）

整理委員会が発足後（1938.6.17）、初等教育に関する審議は第5回整理委員会（7.1）の終盤から開始される。ここで突然、次官は「国民学校、国民実修学校要項」を「幹事試案」として提出する（表参照）。同試案で初めて「体鍊」という用語が明示され、教科名として「体育科」が提案される。試案での「体鍊」は、機械的な体操に鍛錬的意識を付与するという意味であったが、「体操」という用語を消失させている。その後、特別委員会（第18～20回：1938.7.6～13）に差し戻された試案に対し、委員は低学年の「訓練科」から「体育科」の独立、教練への抵抗感、「体操」の再使用を表明し、体鍊と教練で異なる「レン」

の採用理由について照会している。

3. 「体錬科」の創出と「国民学校ニ関スル要綱案」審議（1938.7.15～12.8）

整理委員会での審議が再開し（1938.7.15）、第9回整理委員会（7.22）までに、低学年における「体育科」の独立、武道の「体育科」からの分離を中心に意見が表明される。そして、一定の指針が決定されたのは、第9回整理委員会における懇談会（速記中止部分）である。懇談会では、武道の位置づけを巡って激しい審議を展開し、教科名については「錬」が「育」も含むことにして「体育科」を「体錬科」と改称するという意見を提示する。最終的には、懇談会終了後、委員長が教科名を「体錬科」とし、武道を「体錬科」に入れて「威信を保つ」ことで収束を図っている。このことで、「体操」という用語が科目名として復活し、「体錬科」は武道と体操の二本立てとなる。その後、第12回整理委員会（7.30）では、教練と衛生の内容的独立を中心に審議したが、他教科の表記と現行法との整合性から「体操（教練、遊戯競技、衛生を含む）」とし、運用レベルでの決着を図っている。また、女子に対する武道の問題については、内容・指導者の状況を踏まえた実施可能性の見地から「課することを得」で合意する。その後、第17回整理委員会（9.28）の午後から、「国民学校ニ関スル要綱案」の逐条審議を開始するが、「養護、鍛錬に関する施設及制度を整備拡充する」に対し具体的な内容を盛り込むことが要望され、第19回整理委員会（10.5）で「全校体育」という新語が提案される。審議終盤での提案に疑義が出た一方で賛成も表明され、最終的には原案通りに承認される（表参照）。続いて、第22回特別委員会（11.9）での「国民学校ニ関スル要綱案」の逐条審議では、「体錬科」の名称への疑義が述べられたが、整理委員長が「体育科」が望ましいとしつつも「国民の錬成」であり「精神的の訓練もやる」と説明し理解を求めている。最終的に、第10回総会（12.8）でも「体錬科」に関連する部分には異論がでず、「国民学校ニ関スル要綱案」は可決する。

まとめにかえて

教育審議会では、学校体育関係者の委員が不在の中、文部省関係者によって「体錬」と「全校体育」という新語が創出される。「体錬」は、案出時の意図から変針され、教科名に採用されることで「武道」の正科導入の原拠として作用する。ただし、武道の正科導入は、結果として体操と衛生の矮小化をもたらし、「体位の向上」という本質的課題と齟齬をきたすものであった。そのため、「全校体育」の案出によって身体運動の量的保障を企図し、全体としての整合性が図られたと考えられる。一方で、戦後体育史的観点から見れば、教育審議会での「体錬科」構想は、戦後における「体育科」の名称使用の可能性を存置したが、武道の「体育科」領域内での復活、衛生内容の社会科や理科との重複問題につながる基点として位置づけられる。

「国民学校、国民実修学校要項」(一部抜粋)	「国民学校に関する要綱案」(一部抜粋)
国民学校教科(現在の尋常小学校に当る)案 低学年(一、二、三、四学年) 訓練科 礼法、行事、体錬、教練、遊戯、衛生、習字、作文、唱歌、図工、手工 高学年(五、六学年) 体育科 体錬、武道、教練、衛生 国民実修学校(現在の高等小学校及青年学校普通科に当る)案 体育科 体錬、武道、教練、衛生	九 身心一体の訓練を重視して児童の養護、鍛錬に関する施設及制度を整備拡充し特に左の事項に留意すること (二) 全校体育、学校給食其の他の鍛錬養護施設の整備拡充を図ること 初等国民学校の教科は左の四教科とす 体錬科 武道、体操(教練、遊戯及競技、衛生を含む) 備考 体錬科の武道は第五学年以上の男子に之を課し、女子に在りても之を課することを得ること 高等国民学校の教科は左の五教科とす 体錬科 武道、体操(教練、遊戯及競技、衛生を含む) 備考 体錬科の武道は女子に在りても之を課することを得ること

T.D.ウッドのアメリカ新体育論に関する思想的前提：
“School Hygiene in its Bearing on Child Life”（1903 年）の論説にみる体育論を中心
として

○中牟田 佳奈（福岡教育大学大学院） 榊原 浩晃（福岡教育大学）

1. 研究の目的及び本研究の意義

本研究は、1903 年に刊行された標記の論説「子どもの生活と学校衛生の関係」（“School Hygiene in its Bearing on Child Life”）（以下、「子どもの生活と学校衛生（1903 年）」と省略する。）を手掛かりにして、Thomas Denison Wood(1865-1951)の新体育論に関する思想的前提について明らかにしようとする。

「子どもの生活と学校衛生（1903 年）」は、これまで先行研究で指摘されている資料（“School Hygiene: the Scope of School Hygiene in Modern Education” 以下、「学校衛生（1905）」と省略する。）より 2 年前に刊行されており、T. D. Wood の初期の体育論の萌芽を読み取ることのできる資料といえる。この発表ではこの資料の要点を吟味し、資料的な価値を言及しようとする。さらに、こうした資料渉獵の経過のなかで、T. D. Wood は、1902 年に「将来の家庭生活の理想像の照合」（“Some Controlling Ideals of Family Life of the Future” 以下、「家庭生活の理想像（1902 年）」と省略する。）をも公開していたことが判明した。1903 年前後のこうした T. D. Wood の論説では、学校衛生の領域の中に体育論を位置づけていた。これらを吟味することは、T. D. Wood の新体育論に関する思想的前提を考察し、これまで言及されてきた彼の思想形成過程をより精緻化することになる。本研究では、まず「家庭生活の理想像（1902 年）」を検討し、次いで「子どもの生活と学校衛生（1903 年）」及び「学校衛生（1905）」の論説を彼の体育論と関連づけて比較検討しようとする。

2. 先行研究の検討

これまで T. D. Wood の新体育論は、国内では小田切、新野、平井らによって 1927 年に刊行される T. D. Wood と Rosalind F. Cassidy との共著 *New Physical Education: A Program of Naturalized Activities for Education toward Citizenship*, 1927（以下、『新体育』（1927）と略する。）の内容とその刊行に至る経緯を中心に明らかにされてきた。そこでの基本的な研究プロットは、T. D. Wood の *Health and Education* (1910) にみる体育論の構想が 1927 年の『新体育』（1927）に継承され発展されたとしている点で一致している。一方、新野守氏は 1905 年に、T. D. Wood が著した「学校衛生（1905）」は、T. D. Wood は公衆衛生の一環として実施されてきた健康診断に教育的意味を付与し、体育を含む衛生を学校衛生と命名したと指摘している。新体育論関連のテキストの文字情報から関連用語とその規定詞の使用頻度などを分析した小田切毅一氏の報告にも同様の記述がある。一方、アメリカでは、E. W. Gerber や Mabel Lee の研究にみられるように、T. D. Wood の *Health and Education* (1910) における体育論の構想が 1927 年の『新体育』に継承され発展されたことはもとより重視されている。Gerber が指摘しているように、T. D. Wood の思想には哲学的深さがあるというものの、その実証性に乏しいのが研究の現状のようである。

3. 「子どもの生活と学校衛生（1903 年）」の論説に至るまで

1893 年の「体育における未解決の問題」（“Some Unsolved Problems In Physical Education”）において、T. D. Wood は、身体教育については訓練や発育発達に関することがまず想起されるが、身体教育は教育と身体運動の関係や環境、文化、あるいは教育における個々人の生活の中での身体の意義や価値を追求しなければなら

らないと説いている。そして、1902 年の「家庭生活の理想像（1902 年）」において、将来の世代への影響を考えた利他的考え方を持った生き方や、そのために教育はどうあるべきなのかを提唱している。T. D. Wood はこれらの実現のために欠かせない要素の 1 つとして健康を挙げている。特に、教育の中で子どもたちに意識させ健康の充実を図ることで、子ども達の成長や自己実現、人間形成の充実を図る必要があると彼は考えていた。

「子どもの生活と学校衛生（1903 年）」の論説でも、T. D. Wood は健康のための生物学的検査、つまり健康診断の価値、子どもの健康管理とその保護に関わる学校衛生の重要性、そしてそれらの教育的意義を述べている。

4. 総括（1903 年の時点での T.D. ウッドの体育論の構想―「学校衛生（1905）」との比較検討―）

1903 年の時点で、T. D. Wood は、身体教育(physical education)を通した学校衛生の役割を提唱する。この身体教育の計画の中で授業やその間の休憩時間に使われる運動は、より形式的な運動やゲーム、簡易な矯正もしくは、リラックスのための運動などに分類されるべきであるという。そして、実施可能である限り規則正しい学校生活と身体運動を結びつけることや、これまでよりも多くの方法で、どの場面においてもより合理的で、実用的で、役に立つ身体運動を構成することが望ましいという。ただし、「子どもの生活と学校衛生（1903 年）」において、身体運動の専門的内容の詳細を論議しているのではなく、端的に学校衛生領域の主要な部分に身体教育が位置づけられるべきであることを主張していたのであった。

「子どもの生活と学校衛生（1903 年）」及び「学校衛生（1905）」において、T. D. Wood が主張していたのは、学校での健康検査に広い教育的意義を持たせるとともに、学校衛生を教育全体の基礎と主張し、学校衛生が成り立つからこそ教育が成り立つということであったこと。そして、この学校衛生を生活と関連させており、私生活における衛生面や健康面等にも重きを置きながら、学校衛生を教育プログラムの中で子どもたちに指導していくことが重要であると主張していた。身体検査のみならず、教育の 1 つの課程（教育内容）として健康や衛生に関する教育を行うことは、まさしく子どもたちの自発的な健康管理に関する芽生えを育むとともに、健康の重要性や、衛生や周囲環境の管理に対する意識の向上にもつながると T. D. Wood はいう。「子どもの生活と学校衛生（1903 年）」によれば、学校衛生の領域の中に体育論は既に位置づけられていたといえる。

【資料・参考文献】（年代順）

- 1) Thomas D. Wood, "Some Unsolved Problems in Physical Education", *American Association for Advancement of Physical Education*, 1893, pp.9-11.
- 2) Thomas D. Wood, "Some Controlling Ideals of Family Life of the Future, *The Fourth Lake Placid Conference on Home Economics*, 1902, pp.25-31.
- 3) Thomas D. Wood, "School Hygiene in its Bearing on Child Life", *The Proceedings of the National Education Association*, 1903, pp.778-784.
- 4) Thomas D. Wood, "School Hygiene. The Scope of School Hygiene in Modern Education", *Mind and Body*, 1905, Vol. 12, No.140 & 141, pp.226-229, and pp.259-263.
- 5) Thomas D. Wood, "Health in Education", *The Ninth Yearbook of the National Society for the Study of Education*, 1910.
- 6) Thomas D. Wood and Rosalind F. Cassidy, *The New Physical Education: a Program of Naturalized Activities for Education toward Citizenship*, Macmillan Co., New York, 1927.
- 7) E. W. Gerber, *Innovators and Institutions in Physical Education*, Lea & Febiger, Philadelphia, 1971.
- 8) Mabel Lee, *A History of Physical Education and Sports in the U. S. A.*, John Wiley & Sons, New York, 1983.
- 9) 小田切毅一、ウッド/キャシディー「新体育」、松田岩男、成田十次郎編、『身体と心の教育』、講談社、1981 年
- 10) 小田切毅一、「アメリカ新体育論における用語成立とその系譜に関する研究、平成 8 年度科学研究費補助金（一般研究（基盤 C））研究成果報告書」、1997 年
- 11) 新野 守、三浦幹夫、「T. D. ウッドの初期の体育論に関する研究―1891 年から 1910 年前を中心―」、教育研究所紀要、23 号、滋賀大学、1989 年、pp.47-53.
- 12) 新野 守、「T. D. ウッドの「新体育論」の成立過程に関する研究」、修士論文、筑波大学、1987 年
- 13) 平井利雄、「新体育形成期の論点に関する一考察」、『体操とスポーツと教育と』、大空社、1989 年、pp.209-320.

1948 年第 43 回 IOC ロンドン総会の日本人出席問題に関する歴史的研究

和所泰史（中京大学大学院） 来田享子（中京大学） 木村吉次（中京大学）

【研究の背景】

1945 年に第二次世界大戦が終結し、IOC（国際オリンピック委員会）は戦争期間中に中止となったオリンピック大会（1940 年、1944 年）を再び開催するための準備に取り組んだ。そして IOC 委員の郵便投票により、1948 年の夏季大会開催地はイギリスのロンドン（以下、第 14 回大会と略す）、冬季大会はスイスのサン・モリッツに決定した。しかし、この第 14 回大会には、第二次世界大戦の敗戦国である日本、ドイツは招待されなかった。

当時、日本の NOC（国内オリンピック委員会）であった日本体育協会は、第 14 回大会への参加が叶わなかったものの、日本のオリンピック早期復帰を目指していた。その為には NOC 存在および IF（国際競技連盟）への承認可否の確認をするため、まずは日本人の IOC 委員が IOC 総会に出席する必要がある。

戦後最初の IOC 総会は、1946 年 9 月ローザンヌで開催された。この時は 17 名の IOC 委員が出席し、新たに 13 名が IOC 委員に選出された。翌 1947 年 6 月には、ストックホルムで第 41 回 IOC 総会が開催された。この総会中、日本体育協会は共同通信社を通じて IOC 会長であるエドストロームや書記長のメイヤーと連絡を取り合うことに成功した。さらに、翌 1948 年 1 月の第 5 回冬季オリンピック・サンモリッツ大会の前後に開催された IOC 総会に、日本体育協会は出席を目指すも GHQ からの渡航許可が下りず断念した。

上記 3 回の総会に日本は出席していない。しかし 1948 年に入り、GHQ の渡航許可が緩和され始めたため、日本体育協会は次に開催される第 14 回大会前後の第 43 回 IOC ロンドン総会（以下、ロンドン総会）出席を目指すこととなった。しかし先行研究によれば、このロンドン総会は「主催者であるイギリスが日本人の入国を拒んでいる」との指摘がされているものの、その詳細な理由までは明かされていない。

【研究の目的と方法】

本研究の目的は、1948 年のロンドン総会に日本体育協会が出席を目指した方策を明らかにし、さらに日本人の出席がイギリスに拒まれた理由を明らかにすることである。本研究では、まず 1 つ目の節として日本体育協会の理事会及び評議員会議事録を使用し、日本体育協会のロンドン総会出席を目指した方策を明らかにする。さらに 2 つ目の節では、マッカーサー記念館史料、イギリス国立公文書館史料、アベリー・ブランデージ・コレクション史料といった海外の一次史料を検討し、なぜ日本がロンドン総会に出席できなかったのかを明らかにする。

【検討結果】

1. 1948 年第 43 回 IOC ロンドン総会出席を目指した日本体育協会の方策

日本体育協会内でロンドン総会の出席問題について本格的な論議が行われるのは、1948 年 6 月 9 日第 7 回理事会からであり、IOC 委員永井松三の他に日本体育協会会長である東龍太郎、同事務局長である高島文雄の計 3 名を予定しており、東、高島からそれぞれ具体的な案が報告されていた。さらに 6 月 30 日の理事会では、ロンドン総会への出席について GHQ から大体の内諾が得られたものの、旅費のドル貨調達が難問であること報告され

ていたのである。しかしながら7月7日の理事会録では、難航していたドル貨調達の件について、貿易庁との間で15,000ドルの調達についての返還方法の協定ができ、GHQの許可が得られれば貿易庁では貸付の意志があることが判明し、ドル貨調達の見通しが得られたことが報告されている。

ところがロンドン総会出席の希望は、一週間後に急展開を見せる。7月14日の理事会議事録においてGHQ側からは、日本の出席に積極的な態度をとっていたことがうかがえたものの、ストックホルムに滞在していた木原均が、IOC会長エドストロームと面談した結果、開催国イギリスが日本人の入国を拒んでいるとの記述がされ始める。結局、1948年7月28日の評議員会では、日本のロンドン総会への派遣は、断念せざるを得なかったことが報告されていた。その理由について永井松三は、1948年12月8日の理事会で「イギリスが招聘しなかったという事実に過ぎない」と述べるにとどまっていた。

2. 1948年第43回IOCロンドン総会に日本人が出席不能になった理由

1948年6月13日、エドストロームはIOC副会長であるブランデーに電報を送り「日本人のロンドン総会出席のため、GHQ最高司令官であるマッカーサーから許可証を発行して貰いたい」と述べる。ブランデーは迅速に対応し、その2日後の6月15日、マッカーサーへ日本人のロンドン総会出席を推薦する電報を送った。

だが4日後の6月19日、第14回大会の組織委員長であり、イギリスのIOC委員でもあったバーレーがエドストロームに書簡を送っていた。その内容は「我々は日本人IOC委員が、この大会に来るというあなたの手紙を受け取ってショックを受けました。日本はまだ平和条約を締結しておらず、開会式もしくはディナーのゲストとして、彼らは国王に会うこととなります。それは絶対に許されません。彼らが出席した場合、一般市民の抗議が起これ、この疑問を強く感じる自治領チームの撤退が引き起こされるでしょう。私は同様に感じているIOC委員が他にもたくさんいることを疑いません。」と記し、日本人のイギリス入国は不可能であるとした。エドストロームはバーレーに6月22日、「私は戦争が終わって3年が経つのに、あなたがこのような態度をとることに驚いています。我々はスポーツを行う人物が外交官となれるような道を示すべきです。それに公職であるドイツ人の多くが、イギリスに訪問しています。」との手紙を送り、バーレーの見解を非難していた。

【まとめ】

本研究の検討結果、日本体育協会は1948年のロンドン総会の出席を目指して出席者や渡航費の問題等、様々な方策を立案し、GHQ側もそれを推進する意志を示していた。だが、イギリス側が日本人の入国を拒んでいるとの見解が出され、日本体育協会はロンドン総会の出席を断念することになったのである。しかしながら日本体育協会の議事録には、この背景にあったIOC内部での動向は示されていなかった。だが、本研究で使用した史料を検討した結果、日本人がロンドン総会に出席できなかった理由は、バーレーとエドストロームの往復書簡から読み取ることができた。バーレーは日本人の入国は平和条約の未締結、日本人に対するイギリス国内の悪感情を指摘しており、日本人が入国すれば、イギリス市民やイギリス自治領のデモンストレーションが引き起こされる事態を懸念していた。一方で、IOC会長のエドストロームと副会長のブランデーは日本人のロンドン総会出席に必要な手配を積極的にとるなど、後押しする立場をとっていた。その立場は「スポーツを行う人物が外交官となれるように」とのオリンピズムの見解に基づくものであった。

明治期の長崎活水女學校に設置されたバスケットゴールの特定

福岡大学スポーツ科学部 柿山哲治

研究背景

バスケットボールの我が国への伝来は、「1908（明治41）年、国際YMCAトレーニングスクールを卒業して、東京YMCA体育部主事となった大森兵蔵が、初めて本格的に紹介したのが定説（浅見俊夫編, 1984）」とされている。一方、筆者は1902（明治35）年に撮影された活水女學校の屋外体操場に、バスケットゴールを発見した。そのゴールは木枠のバックボード付きで地面に固定されている。しかしながら、活水学院資料室に所蔵されている史料から明治期に活水女學校でバスケットボールを行った史実は現時点で確認されず、活水学院百年史（1890）においても、ヤング女史を会長とした予樟会を1915（大正4）年に結成し、「この会ではダンスや庭球が行われ、大正10年代にはいとバレーボール、バスケットボール、卓球が取り入れられた。」との記述以外に有力な手掛かりが見いだせていない。

本研究では、明治期の活水女學校でバスケットボールが行われたか否か、活水女學校の屋外体操場に設置されていたバスケットゴールと同様のゴールがアメリカに存在するか否かについて明らかにするために、活水女學校第2代校長で新式体操を導入したマリアナ・ヤング女史の出身校であるオハイオウェスレヤン大学、バスケットボールが発案されたスプリングフィールドカレッジを訪問し、各大学のアーカイブスセンターに所蔵されている明治期の史料をもとに、Woman's Foreign Missionary Society (WFMS) 関連報告書の記述内容から活水女學校とバスケットボールの関係、Amateur Athletic Union (AAU) のバスケットボールルールブックの記載内容からゴールの変遷と活水女學校に設置されたバスケットゴールの形状との関連について調査を行った。

研究方法

2013年9月3～6日に米国オハイオ州デラウェアにあるオハイオウェスレヤン大学を訪問し、アーカイブスセンター所蔵の31th～39th Annual Report of the Woman's Foreign Missionary Society of the Methodist Episcopal Church 1899-1900～1907～1908、32～40 Annual of the Cincinnati Branch of the Women's Foreign Missionary Society of the Woman's Foreign Missionary Society of the Methodist Episcopal Church 1901～1909、The Minutes of The 1st～9th Session of The South Japan Woman's Mission Conference of The Methodist Episcopal Church、Woman's Missionary Friendの4種の報告書および機関誌の記述内容から、活水女學校とバスケットボールに関連する記事を抽出した。また、同年9月7日～10日に同国マサチューセッツ州スプリングフィールドにあるスプリングフィールドカレッジを訪問し、アーカイブスセンター所蔵のAmateur Athletic Union (AAU) Official Basket Ball Rules 1895～1906 - 1907から、ゴールのルール変遷に関する記載内容を抽出し、抽出内容の分析を行った。

研究結果

1) WFMS 関連報告書の記述内容から抽出された活水女學校とバスケットボール

WFMS 関連報告書は4種類確認できたが、1899（明治32）年～1901（明治34）年に開催されたThe South Japan Woman's Mission Conferenceの議事録中に、3年間に渡って「Basket ball」を含んだ記述が抽

出された。その中には、活水女學校から WFMS シンシナティ支部にバスケットボールを行うための施設や用具を要求している様子が窺え、ヤング女史は 1901（明治 34）年 3 月以前には、バスケットボールに関する書物を入手していた可能性が示唆された。さらに、1904（明治 37）年 11 月に発行の Woman's Missionary Friend に紹介された活水女學校生徒の文面に、「Basket ball」を含んだ記述が抽出され、活水女學校の生徒は、1904（明治 37）年の 11 月以前にバスケットボールの存在を認知していた可能性が示唆された。

2) バスケットゴールのルール変遷と活水女學校のバスケットゴール

AAU Official Basket Ball Rules において、バックボードに類した標記が確認されるのは 1895 - 1896 年度以降の SCREEN であり、1904-1905 年度から厚さが少なくとも 3 - 4 インチ（7.62 - 10.16cm）の木製のバックボードを設置することが明示されていた。また、1902（明治 35）年に撮影された活水女學校屋外体操場に設置されているバスケットゴールは、木枠に金網が張ってあることが判明し、木製のバックボードになる以前の SCREEN であることが特定され、1903（明治 36）年以前のルールに従って設置された可能性が示唆された。

結論

本研究により、WFMS 報告書から、ヤング女史は 1901（明治 34）年 3 月以前には、バスケットボールに関する書物を入手していた可能性が示唆された。また、AAU Official Basket Ball Rules によると、バスケットゴールの背後に設置する金網製の SCREEN から硬い木版のバックボードへのルール変更がなされたのは 1904（明治 37）年であり、1902（明治 35）年の活水女學校に設置されているバスケットゴールは、1903（明治 36）年以前のルールに従った木枠に金網を張った SCREEN であることが特定された。しかしながら、1902（明治 35）年頃に活水女學校でバスケットボールが実際に行われたか否かについては、本研究では明らかにできなかった。

謝辞

本研究に貴重な史料をご提供頂いた活水学院、オハイオウェスレヤン大学、スプリングフィールドカレッジ教職員の皆様に感謝いたします。なお、本研究は JSPS 科研費 25350792 の助成を受けた。

参考文献

- ・浅見俊夫編（1984）現代体育・スポーツ体系 第 26 巻，講談社.
- ・活水学院百年史編集委員会（1980）活水学院百年史、福岡印刷.
- ・THE MINUTES OF THE FIRST SESSION OF THE SOUTH JAPAN, April 21-25, 1899.
- ・THE MINUTES OF THE SECOND SESSION OF THE SOUTH JAPAN, May 4, 1900.
- ・MINUTES and REPORTS OF THE THIRD SESSION OF THE Woman's Mission Conference, MARCH 16-18, 1901.
- ・Woman's Missionary Friend. VOL. XXXVI, NOVEMBER, 1904, No. 11 : 398.
- ・水谷豊（2011）バスケットボール物語 誕生と発展の系譜，大修館書店.
- ・AAU Official Basketball Rules, 1895 (1895) .
- ・AAU Official Basketball Rules, 1895-1896 (1896) .
- ・AAU Official Basketball Rules, 1896-1897 (1897) .
- ・AAU Official Basketball Rules, 1898 (1898) .
- ・SPALDING'S Official Basket Ball Guide for Women (1905).

大正 15 年刊『新制学校体操教授要目』重複出版の検討

木下 秀 明

1920-30 年代の「(大日本) 体育学会」を解明する過程で、些事ではあるが、信じがたい事実遭遇したので、報告する。

1926 (大正 15) 年 5 月 27 日の官報は、同日付の学校体操教授要目改正に関する文部省訓令 22 号を掲載した。文部大臣名で改正要目に準拠した教程を各学校長の責任で作成して実施することを指示し、大部分が表組みからなる要目を 11 頁にわたって掲載した。

要目は運動名を列挙しただけである。要目を具体化する解説書の出版は、半年間に 10 冊に達した。

その最初は、現在ならばコピーで間に合うような官報掲載の要目を転載しただけの『新制学校体操教授要目』(国会図書館蔵、以下「5 月版」) である。「5 月 3 日発行」とあるから、官報掲載より 24 日間も前に出版されたことになる。絶対にあり得ない。

しかも、住所からみて、その「発行者」は山海堂社員であるにも拘わらず、「発行所」は「高等師範学校内体育学会」とあって、製作責任を問われる立場の山海堂は「発売所」に甘んじている。通常ではあり得ない。特別の事情があったことは間違いない。

5 月版が内務省から帝国図書館へ交付されたのは 6 月 5 日である。官報掲載前から要目調査委員を情報源に作業していれば、山海堂は官報発表後数日で発行できた筈で、直ちに届け出れば 6 月 5 日の交付はあり得る。5 月版の奥付発行日は虚偽である。

これを裏付けるのが、書名と内容のみならず組版まで完全に一致する山海堂出版部「6 月 3 日発行」本 (以下「6 月版」) で、発行者は 5 月版と同じである。体育学会発行 5 月版は、山海堂発行 6 月版製作の過程で、表紙を赤から黒に変え、奥付に「発売所」山海堂を加えて発行月の「6」を「5」に差し替えただけに過ぎないと判断する。なぜ、体育学会は最初の要目紹介書の発行元を名乗ることに固執したのであろうか。

さらに、体育学会は、5 月版の再版ではなく、新たに 8 月版を 8 月 3 日付で発行した。本書は、体育学会主催「新要目準拠夏期体育大講習会」参加者の筆記帳兼用を意図し、同じポケット判でも一回り小型に組み直された。別表挿入箇所も是正されているが、扉裏の加筆以外は 5 月版と同一内容である。なぜ改版したのか理解に苦しむ。また、「8 月 3 日発行」では、会期 7 月 25-31 日の講習会終了後になってしまう。したがって、発行は、遅くとも会期の初めだったと考えるべきであろう。

三者を官報掲載と照合すると、いずれも、冒頭見出しの「学校体操教授要目」が欠落し、ポケット判に編集するため「体操科教材ハ……漸次其ノ程度ヲ進ムヘシ」の次に「(別表参照)」と加筆して、「体操科教材ノ配当」中の官報上下二段通し組みの「小学校」配当表を折り畳みで綴じ込んでいる。明らかに、三者とも同じ原稿に基づく組版である。

ところが、使用した 6 月版には、なぜか別表を綴じ込んだ形跡がない。

山海堂は、事前の情報源を体育学会関係要目調査委員に求めて、6 月版の素早い出版を実現した。ところが、講習会による要目具体化の主導権把握を目指す体育学会は、講習会に先んじて「体育学会」の名を浸透させるため、情報源である立場を背景に、山海堂の 6

月版制作に便乗して 6 月版の奥付の一部差し替えだけの 5 月版を実現させただけでなく、
なぜか、新版による講習会参加者用 8 月版まで山海堂に製作させたのである。

表.『新制学校体操教授要目』対照表

5 月 版	6 月 版	8 月 版
黒表紙. 18×10cm 大正/15.6.5/内交(スタンプ)	赤表紙. 18×10cm	黒表紙. 16×9cm
大正 15 年 5 月 1 日印刷 大正 15 年 5 月 3 日発行	〔奥付〕 大正 15 年 6 月 1 日印刷 大正 15 年 6 月 3 日発行 定価 金廿五銭(活版)	大正 15 年 8 月 1 日印刷 大正 15 年 8 月 3 日発行 定価金二十五銭(スタンプ)
発行者：来島正時 東京市神田区北神保町 13	発行者：来島正時 東京市神田区北神保町 13	発行者：来島正時 東京市神田区北神保町 13
印刷者：田中常太郎 東京市神田区表猿楽町 2	印刷者：田中常太郎 東京市神田区表猿楽町 2	印刷者：田中常太郎 東京市神田区表猿楽町 2
印刷所：三誠社印刷所 東京市神田区表猿楽町 2	印刷所：三誠社印刷所 東京市神田区表猿楽町 2	印刷所：三誠社印刷所 東京市神田区表猿楽町 2
発行所：体育学会 東京市小石川区 高等師範学校内	発行所：山海堂出版部 東京市神田区北神保町 13	発行所：体育学会 東京市小石川区 高等師範学校内
発売所：山海堂出版部 東京市神田区北神保町 13		発売所：山海堂出版部 東京市神田区北神保町 13
不許複製	校訂済 不許複製	不許複製
	〔扉裏〕	体操科の要旨
	〔目次〕	
1.文部省訓令第 22 号 1	1.文部省訓令第 22 号 1	1.文部省訓令第 22 号 1
2.体操科の教材 1	2.体操科の教材 1	2.体操科の教材 2
3.体操科教材の配当 26	3.体操科教材の配当 26	3.体操科教材の配当 27
4.体操科教授時間外に 於て行ふべき諸運動 54	4.体操科教授時間外に 於て行ふべき諸運動 54	4.体操科教授時間外に 於て行ふべき諸運動 60
5.教授上の注意 55	5.教授上の注意 55	5.教授上の注意 61
56 頁+表 1(p.36 次)	〔本文〕 56 頁	62 頁+表 1(p.26 次) +ノート 10 頁
新要目準拠夏期 体育大講習会	〔広告〕 新要目準拠夏期 体育大講習会 「我子の職業」 「女子チーム・ゲームス」	「女子チーム・ゲームス」

2014 年度 体育史学会 第 3 回学会大会
プログラム・発表抄録集

2014 年 5 月 1 日 印刷

2014 年 5 月 1 日 発行

発行者 大熊廣明

発行所 体育史学会

〒470-0393 愛知県豊田市貝津町床立 101

中京大学スポーツ科学部 來田享子研究室内

Fax : 0565 (46) 6568

taiikushi_office@taiikushi.org

印刷所 株式会社コムラ

〒501-2517 岐阜県岐阜市三輪ぷりんとびあ 3

Tel : 058-229-5858 (9 : 00-17 : 30)